

相談

マイナポータルを使った転出届の提出が始まっています

【相談要旨】

マイナポータルを使って、役場に出向かず転出の届出ができるようになったと聞いたが、詳しく教えてほしい。



回答

相談を受け付けた行政監視行政相談センターは、次のように相談者に説明しました。

引越しに伴う手続きの負担軽減を図るデジタル庁の取組の一環として、令和5年2月6日から、マイナポータルを通じて、全ての市町村で、オンラインによる「転出届の提出」と「転入届の来庁予約」ができるようになりました。

オンラインによる転入届の来庁予約の中で、転入先市町村で必要な手続きや手続きに必要な持ち物が確認できます。引越し後14日以内に窓口で転入届を提出してください。

【一口メモ】

オンラインによる転出届の提出にあたっては、次のことに留意してください。

- ◆ 「引越す日」は申請日の10日前から30日後まで入力可能（引越日が未定の場合は不可）です。
- ◆ 同一世帯のどなたか一人がマイナンバーカードを持っていれば、家族まとめて届出が可能です。
- ◆ マイナンバーカードに記録されている署名用電子証明書のパスワード（半角6～16文字）の入力が必要です。

同証明書の有効期限は、証明書発行日から5回目の誕生日までです。ただし、居住市町村や姓が変わった場合は失効されるので、市町村窓口で再発行手続きが必要です。

- ◆ 国民健康保険、国民年金、介護保険などの手続きが別途必要な場合があります。必要な手続きがマイナポータルに表示されます。
- ◆ 転出届は、従来どおり窓口での提出や郵送による提出も可能です。
- ◆ 転出入等の具体的な手続きは、各市町村のホームページをご確認ください。